

受付番号

登録番号

事前教示に関する照会書

税關様式 C 第 1000 号

平成 年 月 日 殿	照 会 者 の 住所、氏名・印	輸入者符号 (担当者) (電話番号)
	代 理 人 の 住所、氏名・印	

下記貨物の 内国消費税等の適用区分	関税率表適用上の所属区分 他法令	関税率	統計品目番号 について照会します	製造地 製造者	
品名、銘柄 及び型番		単価		輸入予 定官署	
照会貨物	到着 未到着	参考資料(返却の要・否)	見本・写真・図画・カタログ・説明書・分析成績・その他()		
輸入契約の時期、輸入の予定期間、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無			照会貨物に係る事前教示 実績の有無及び類似貨物 に係る輸入実績の有無		

照会貨物の説明(製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等)

関税率表適用上の所属区分等に関する意見(有 無)

公開の可否	可・否	非公開理由			
非公開期間	()ヶ月 無期限 他()	続	補足説明書	要求	提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ
輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
- 1 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人による照会です。	はい・いいえ
- 2 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人による照会です。	はい・いいえ
- 3 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はその代理人による照会です。	はい・いいえ
照会書の提出に税關から補足説明を求め、又は追加資料の提出をもとめられた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ

照会者	氏名又は名称	印
	住所又は所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないとなりますので、注意して下さい。
- 事前教示照会に対する回答として税關より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)は、関税分類の参考とするため回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間非公開を必要とし、事前教示回答書(変更通知書兼用)中照会貨物の概要中に言及されたくない部分がある場合には、公開の可否の設定及び非公開期間の指定ができますので、事前教示照会書中の「公開の可・否」欄中「否」にをつけ、非公開理由欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄の()ヶ月 無期限 他()のいずれかにをつけ、具体的な非公開期間を指定して下さい。また、その際税關より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

(規格A4)

公開日	以降	登録番号	
-----	----	------	--

事前教示回答書（変更通知書兼用）

税関様式 C 第 1000 号 - 1

別添の事前教示に関する照会書（登録番号 ）による照会について、下記の「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」、「関税率」、「内国消費税等の適用区分及び税率」及び「参考（他法令）」欄記載のとおり回答します。

なお、本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。また、「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」を決定する際の品目分類に関する見解については、分類理由欄に記載されています。

関税率表適用上の所属区分 及び統計品目番号	関 税 率	内国消費税等の適用区分及び税率	照会貨物の一般的品名

照会貨物の概要

分類理由

平成 年 月 日

税関業務部

(印)

参考 (他法令)	
-------------	--

（注） 本件回答のうち、内国消費税等及び他法令に係るものは、税關限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、
正式回答を要する場合には、主管官庁に照会して下さい。また、裏面の「注意事項」をよくお読みください。なお、
 本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば回答税關までお問い合わせください。 （規格 A 4 ）

注 意 事 項

1. 本件の回答は対応する照会に係る貨物に対しての回答書であり、その他の貨物にはその効力が及ばないので注意して下さい。特に、照会貨物に類似する貨物であっても型番、成分等が異なる貨物は関税率表上まったく別の所属区分に属することもあるので、照会貨物と同一ではない貨物の申告には本回答書を添付しないで下さい。
2. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供しますのでご留意ください。
3. 関税率欄における税率のうち、基本税率以外の関税率は、特定の条件のもとでのみ適用されるものがあり、照会された貨物について一律に適用されるものではないのでご留意下さい。なお、原産地の認定について事前教示が必要な場合には、別途、事前教示に関する照会書（原産地照会用）（税關様式 C 第 1000 号 - 2）による照会を行う必要があります。
4. 内国消費税の適用区分及び税率欄のうち、地方消費税についての税率は、消費税額を課税標準としての割合です。
5. この回答書（変更通知書）のうち、関税率表番号について照会者に意見がある場合には、税關に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日の翌日から 2 か月以内のみ可能です。
6. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
 - (1) その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から 3 年を経過したもの
 - (2) 輸入貨物の適正な関税率表適用上の所属区分等を決定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの
 - (3) 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）並びに関税率表解説及び分類例規（以下「通達」といいます。）の改正により影響を受け、参考とならなくなつたもの
 - (4) 法令及び通達の適用を誤ったもの
 - (5) 上記(1)～(4)以外のものであつて、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記 8. により朱書されたものを除きます。）
7. 分類解釈の変更によりこの回答書の分類変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税關より通知します。
8. 事前教示回答書（変更通知書兼用）上記 7. の場合において、変更通知を行つたものについては、当該分類変更前に契約した貨物について、当該分類変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により分類理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定期間（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（分類変更を行つた日から 3 か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間のいずれか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。）

受付番号

登録番号

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C 第1000号-2

平成 年 月 日		照会者の 住所、氏名・印		輸入者符号	
殿		代理人の 住所、氏名・印		(担当者) (電話番号)	
下記貨物の WTO協定 経済連携協定() 特恵 その他() 税率適用に関する原産地について照会します。					
品名 銘柄 型番			製造地 製造者	輸入予 定官署	
照会貨物	到着	未到着	参考資料(返却の要・否)	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他()	
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無			照会貨物に係る事前教示 実績の有無		
照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)					
原産地認定に関する意見(有 無)					
公開の可否		可・否	非公開理由		
非公開期間	()ヶ月 無期限		他()	続	補足説明書
				要求	提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ
輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
- 1 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人による照会です。	はい・いいえ
- 2 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人による照会です。	はい・いいえ
- 3 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はその代理人による照会です。	はい・いいえ
照会書の提出に税関から補足説明を求め、又は追加資料の提出をもとめられた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ

照会者	氏名又は名称	印
	住所又は所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることになりますので、注意して下さい。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)は、原産地の参考とするため回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間非公開を必要とし、事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)中照会貨物の概要中に言及されたくない部分がある場合には、公開の可否の設定及び非公開期間の指定ができますので、事前教示照会書中の「公開の可・否」欄中「否」にをつけ、非公開理由欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄の()ヶ月 無期限 他()のいずれかにをつけ、具体的な非公開期間を指定して下さい。また、その際税關より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

(規格A4)

	登録番号
--	------

事前教示回答書 (変更通知書兼用) (原産地回答用) 税関様式 C 第 1000 号 - 3

別紙の事前教示に関する照会書(受付番号)による照会について、下記のとおり回答します。

平成 年 月 日付事前教示回答書

(変更通知)をもって回答(変更)した内容を下記のとおり変更したので、通知します。なお、下記の回答を参考とする場合は、裏面に掲げる事項に留意して下さい。また、照会貨物の輸入申告等を行う際には、これを添付して下さい。

原産地	
照会貨物の概要	
原産地認定理由	
平成 年 月 日	税関業務部 (印)

(注) 裏面の「注意事項」をよくお読み下さい。また、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば回答税關にお問い合わせ下さい。 (規格 A4)

注 意 事 項

1. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）によって認定された原産地のうち、特恵原産地及び経済連携協定原産地については原産地として認定された場合でも、実際の輸入申告の際には、運送条件、原産地証明書記載条件等によっては特恵税率又は経済連携協定税率が適用できない場合もありますので注意して下さい。
2. この回答書（変更通知書）の原産地認定について照会者に意見がある場合には、税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日の翌日から2か月以内のみ可能です。
3. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
 - その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から3年を経過したもの。

輸入貨物の適正な原産地を認定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの又は関係国における製造、加工等と合致しない商品説明に基づくもの
条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）及び通達の改正により影響を受け、参考とならなくなったもの
法令及び通達の適用を誤ったもの

上記～以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回するべきもの（ただし、下記5.により朱書されたものを除きます。）

4. 原産地認定解釈の変更によりこの回答書の原産地認定変更が必要となったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
5. 上記4.の場合において、変更通知を行ったものについては、当該原産地認定変更前に契約した貨物について、当該原産地認定変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により原産地認定理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定期間（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（原産地認定変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期限の何れか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容については、審査上尊重されます。）。

（規格A4）

口頭照会に対する回答記録票

				続き	有 無
整理番号		担当部門			
照会日時 平成 年 月 日 時 分		回答日時 平成 年 月 日 時 分	回答者		
照会者	法人 会社名	【輸入者符号】			
	担当者	TEL	()	FAX	()
	個人 氏名	TEL	()	FAX	()
種別	電話	来訪	その他(郵送・FAX等)		
業種	貿易関係業者	通関業者	個人	その他	

照会内容	関税率表上の所属区分 内国消費税等の適用区分及び税率		関税率	統計品目番号	
貨物の概要	【製法 性状 成分割合 構造 機能 用途 包装 照会者の意見 その他】				
【説明資料の要求 有(カタログ 成分表 図面 その他) 無】 【サンプル 有 無】					
申告予定日			申告予定官署		
分類理由、その他参考事項					
税番(統計品目番号)		基	暫	協	特恵(特別特恵)
					内国消費税等
他法令				主管官庁確認の懇意 有 無	
文書による照会を懇意 有 無		税番に關し (総括関税鑑査官 (首席) 関税鑑査官) へ照会			

チェック 項目	明確に回答できない理由を説明した。 貨物の内容が異なる場合には、回答した税番、税率等が変わる旨説明した。 回答者の職名及び氏名を告げた。	統括官等確認
------------	--	--------

(規格A4)

口頭照会に対する回答記録票(原産地用)

				続き	有 無
整理番号		担当部門			
照会日時 平成 年 月 日 時 分		回答日時 平成 年 月 日 時 分	回答者		
照会者	法人 会社名	【輸入者符号】			
	担当者	TEL	()	FAX	()
	個人 氏名	TEL	()	FAX	()
種別	電話	来訪	その他(郵送・FAX等)		
業種	貿易関係業者	通関業者	個人	その他	

照会内容	一般特恵	非特恵(WTO)	経済連携協定(相手国))
貨物の概要 【 関係国における加工、製造 使用した非原産材料に関する事項(HS番号等) その他】				
【説明資料の要求 有(カタログ 成分表 図面 その他) 無】 【サンプル 有 無】				
申告予定日			申告予定官署	
原産地				
原産地認定理由、その他参考事項				
文書による照会を慾懃	有 無			
協議先	通関総括部門	関税鑑査官	評価部門	その他() なし

チェック 項目	明確に回答できない理由を説明した。 貨物の内容が異なる場合には、回答した原産地が変わる旨説明した。 回答者の職名及び氏名を告げた。	統括官等確認
------------	---	--------

(規格A4)

受付番号

登録番号

税関様式 C 第 1001 号

事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書

平成 年 月 日	申出者の 住所、氏名・印
殿	代理人の 住所、氏名・印
	(担当者) (電話番号)
平成 年 月 日付	事 前 教 示 回 答 書 (登録(受付)番号) 事前教示回答書変更通知書 (登録(受付)番号)
に 関 し、下記のとおり $\left\{ \begin{array}{l} \text{関税率表適用上の所属区分} \\ \text{原産地} \end{array} \right\}$ につき意見の申出を行います。	
上記 $\left\{ \begin{array}{l} \text{事 前 教 示 回 答 書} \\ \text{事前教示回答書変更通知書} \end{array} \right\}$ に係る貨物の $\left\{ \begin{array}{l} \text{関税率表適用上の所属区分} \\ \text{原産地} \end{array} \right\}$ は、下記の理由により () ではなく、 () と 考えます。	
理 由	

事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出に対する回答書

上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、

1. 当該事前教示回答書（変更通知書）の変更を別添の変更通知書により行います。
2. 当該事前教示回答書（変更通知書）を撤回し、別添の事前教示回答書を新たに発出します。
3. 当該事前教示回答書（変更通知書）の変更及び撤回を行いません。

(理 由)

平成 年 月 日

税関業務部

(印)

注 意 事 項

1. 以前に交付された事前教示回答書（変更通知書）において税関が回答（変更）した照会貨物に係る関税率表適用上の所属区分又は原産地について照会者が意見を有する場合には、この申出書により税關に申出を行うことができます。ただし、当該申出は事前教示回答書（変更通知書）の交付又は送達の日の翌日から 2か月以内のみ可能です。
2. この申出書は、1部提出して下さい。記載欄が不足する場合には、事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付（割印）して下さい。
3. この申出書により、事前教示回答書（変更通知書）が変更された場合は、本書に添付された事前教示回答書変更通知書を照会貨物の輸入申告等を行う際に添付してください。
4. この申出書により事前教示回答書が変更され変更通知書の送付若しくは送達を受ける場合又は撤回され新たに事前教示回答書の交付若しくは送達を受ける場合は、当該事前教示回答書を返付して下さい。

(規格 A 4)